

「不利益処分」 基準等公開票（法律又は命令）

不利益処分名	感染症の病原体に汚染された場所の消毒及びこれに係る費用の徴収	
根拠法令・条項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第7条、第27条、第50条、第63条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則 第14条	
所 管 課	健康福祉局 保健所 感染症対策課	
処 分 基 準 （処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない 処分基準 市長が一類から四類感染症、指定感染症及び新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するために必要があると認めるとき 処分の対象 当該感染症の患者がいる場所又はいた場所、当該感染症により死亡した者の死体がある場所又はあった場所その他当該感染症の病原体に汚染された場所について、当該患者若しくはその保護者又はその場所の管理をする者もしくはその代理をする者 処分内容 当該場所の消毒及びこれに係る費用の徴収	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）	ただし、行政手続法第13条第2項第 号に規定する「 該当するため、手続を省略する。 するとき」に
	個別法により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠法令及び条項	